

医政発 0 7 2 2 第 2 号
令和 7 年 7 月 22 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について

病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについては「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」(平成 31 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 4 号厚生労働省医政局長通知。以下「取扱通知」という。)等に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

令和 7 年 3 月 25 日に「医療法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 7 年厚生労働省令第 21 号。以下「改正省令」という。)が公布・施行され、改正省令の趣旨については「医療法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和 7 年 3 月 25 日付け医政発 0325 第 17 号厚生労働省医政局長通知。以下「公布通知」という。)において周知しているところです。

今般、公布通知において、追って通知する予定としていた、診療用放射性同位元素使用器具の使用に当たり留意すべき事項について、別添の新旧対照表のとおり取扱通知を本日付けで改正することとしたため、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、管下の関係医療機関等に周知方お願いします。

なお、新旧対照表中の「関係学会等が作成するガイドライン」については、作成され次第、追って周知する予定です。